

## ■盛土規制法で規定する許可申請不要工事の添付書類一覧

政令第5条（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）	
条項	添付書類
一号（鉱山保安法関係）	左記各号に定める工事に該当することを証する書類（各法令に基づく許可証等）
二号（鉱業法関係）	
三号（採石法関係）	
四号（砂利採取法関係）	
省令第8条（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）	
条項	添付書類
一号（土地改良法関係）	左記各号に定める工事に該当することを証する書類（各法令に基づく許可証等）
二号（火薬類取締法関係）	
三号（家畜伝染病予防法関係）	
四号（廃棄物処理法関係）	
五号（土壤汚染対策法関係）	
六号（放射性物質汚染対策特措法関係）	
七号（森林作業道等を整備する工事）	
九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2 m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの）	左記各号に該当することを証する以下の書類 ・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図
十号 イ（土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの）	
十号 ロ（土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの）	
十号 ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	左記各号に該当することを証する以下の書類 ・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図 ・ 工事施工計画書その他の本体工事の現場と土石の堆積を行う土地との位置関係及び管理体制が分かる書類